

最高裁秘書第 5677 号

令和元年 12 月 5 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

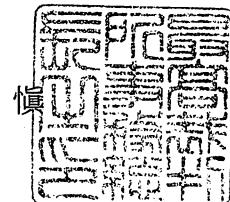
諮問番号 令和元年度（最情） 諒問第 54 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

令和元年11月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が存在しないか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

裁判官の休職手続について書いてある文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、10月17日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「裁判官の休職手続について書いてある文書（最新版）」は、「裁判官の休職手続が定められた文書（最新版）」と整理した。

裁判官の休職について規定した法規はなく、休職手続を定める必要はないことから、対象文書は作成又は取得していない。

イ よって、原判断は相当である。